

入札説明書
(群馬県立高崎工業高等学校)

群馬県では、県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

| 物件番号 | 財産名称 | 所在地 | 貸付箇所 | 位置図 | 貸付面積 | 台数 |
|------|---------------|-----------|----------------|-----|------------------------|----|
| 1 | 高崎工業高等学校建物の一部 | 高崎市江木町700 | 複合棟1階自動販売機コーナー | ① | 3.25㎡ (3.25m×1.0m) | 2 |
| 2 | 高崎工業高等学校建物の一部 | 同上 | 複合棟1階自動販売機コーナー | ② | 2.15㎡ (1.03m×2.09m) | 1 |
| 3 | 高崎工業高等学校土地の一部 | 同上 | 管理棟北側渡り廊下 | ③ | 5.5㎡ (5.5m×1.0m) | 2 |

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付物件における回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

※3 災害時救援自販機機種も可とする。電子マネー対応機種は原則不可とするが、落札者間と協議のうえ設置について決定する。

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内

で事業を営んでいること。

(5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。

(6) 県税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年1月31日（水）午前10時00分 物件1から順次開札

※令和6年1月30日（火）午後5時00分までに入札書を送付または持参すること。

(2) 場所

群馬県高崎市江木町700 群馬県立高崎工業高等学校 事務室（郵送での入札）

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、1物件ごとに行う。

(2) 入札書に記載する金額

ア 物件1及び物件2（複合棟1階自販機コーナー）

入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 物件3（管理棟北側渡り廊下）

入札書に記載する金額は、年額とする。

(3) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

②再度の入札は2回までとする。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

④入札を打ち切った場合は、群馬県立高崎工業高等学校のホームページに入札打ち切りについて掲載する。

(4) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

5 入札保証金

入札の前に入札保証金をお預かりします。開札の日時までには学校事務室へ持参してください。「入札保証金提出書」の所定の欄に実印が必要となります。入札保証金は、入札見積金額の5%以上です。小切手で納付する場合には、振出人が銀行である自己宛小切手を使用してください。

再入札の場合で、前回提出した入札保証金では入札金額の5%以上を満たさない場合は、差額分の「入札保証金提出書」と入札保証金の提出をお願いします。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないとき

は、免除された金額に相当する額を納めなければなりません。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ③不正行為による入札
- ④入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑤記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑥入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑦申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑧その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札書の提出期限までに提出がなかった場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札に関係のない学校職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は令和6年2月5日（月）までに、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)の場所に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがある。